

報告第5号

令和元年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和元年度武蔵村山市の健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙監査委員の意見を付けて報告する。

令和2年9月1日

提出者 武蔵村山市長 藤野 勝